

宗像市青少年センター運営審議会委員

(任期：平成19年6月1日～平成21年5月31日)

区 分	役 職 名 等	氏 名	備 考
学識経験を有する者	福岡教育大学 教育学部 准教授	坂中 正義	臨床心理士
	スクールカウンセラー (城山中学校)	(新委員) 吉田 はるか	臨床心理士
関係行政機関の職員	自由ヶ丘南小学校 校長	田中 一郎	小学校校長会代表
	自由ヶ丘中学校 校長	白磯 祐馬	中学校校長会代表
	福岡県中央児童相談所 宗像支所 支所長	木庭 文史郎	
	自由ヶ丘南小学校 養護教諭	(新委員) 田中 恵子	市内養護教諭代表
青少年育成団体の代表	宗像市民生委員・児童委員	池淵 恵	主任児童委員
教育委員会が必要と認める者	福岡県立玄海少年自然の家「玄海の家」所長	園田 勲	

宗像市青少年センター運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市青少年センター運営審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から宗像市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 青少年育成団体の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育部子ども課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。